

第2次八街市協働のまちづくり推進計画（素案）

に対するご意見と市の考え方

【対応項目】

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

通番	分類	ご意見の要旨	対応	市の考え方
1	第2部 現状と課題 第1章 八街市の現状について 1. 第1次推進計画の振り返り	私自身は、「地域力向上スクール」に参加し、市民活動支援アドバイザー（コーディネーター・つなぎ役）となるべく研修を受けたつもりです。 「市民活動サポートセンター」が設立されれば、ボランティアとして参加していく意向も持っています。 コロナ禍で顔が見える形でのミーティングが持てなかったことは残念ですが、熱い思いを持っている市民をつなぎ合わせる場を早く作っていきましょう。	B	いただいたご意見の考え方は概ね計画（素案）に含まれているため、計画の修正は行いませんが、「（仮称）市民活動サポートセンターの段階的な設置」につきましては、本計画において、最重点事業として位置付けており、まちづくりをコーディネートする専門職（コーディネーター）を令和5年度中に市民協働推進課内に配置できるよう準備を進めて参ります。
2	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業【協働推進1】 情報共有の推進【1-1】	市民活動サポートセンターの段階的な設置とありますが、「市民協働推進課内にまちづくりをコーディネートする専門職（コーディネーター）を配置」とあるのを、「市民協働推進課内に準備室を置き、コーディネートする専門職（コーディネーター）を配置」と明記した方が良い。	B	同上
3	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業【協働推進1】 情報共有の推進【1-1】	市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の設置及び市民活動支援アドバイザー（コーディネーター・つなぎ役）の育成・設置、市民活動リーダーの育成等を早期にお願いしたいことです。これらの事項は八街市の協働のまちづくりを推進するにあたって、はじめに必要な基本的な取り組みになりますので、是非とも早期に確実に実施していただきたいです。	B	いただいたご意見の考え方は概ね計画（素案）に含まれているため、計画の修正は行いません。 なお、「（仮称）市民活動サポートセンター」の設置につきましては、適切な場所の選定や他の施設との複合的な利用方法などを十分に検討する必要があるため、施設の整備までに時間を要する見込みであることから、まずは、まちづくりに関する取組をコーディネートする専門職を令和5年度中に配置し、あらゆる活動主体が協働で取り組むことのできる体制を整え、

				段階的に施設の整備を進めて参ります。
4	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-2】	ありきたりのパンフレットを作って配るのは、ただそれだけでは効果を期待できないのではないかと。作るのであれば「その先に何があるのか」をもっと市民目線に立って参加しやすい、参加できる、参加したくなるような具体的内容を簡潔にわかりやすい言葉で示してはどうか。	B	いただいたご意見の考え方は概ね計画（素案）に含まれているため、計画の修正は行いません。 既存のパンフレットの見直しや新たに分野別のパンフレットを作成する際に、より市民目線に立った内容になるよう検討して参ります。
5	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-5】	広報やちまた、ホームページ、SNS等で推進課のコーナーを作り、どんどん発信してはどうか。市役所内にまちづくり情報発信の掲示コーナーを設けてはどうか。	B	協働のまちづくりを推進するためには、地域における様々な活動取材し情報を掘り起こすとともに、それらの情報を積極的に発信していくことが肝要であると認識しております。 いただいたご意見を踏まえ、情報を発信する手法や媒体について検討して参ります。
6	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-5】	市の事業には、市社会福祉協議会登録のさまざまなボランティアグループが数多く関わっているのをご存知か。市社協任せにせず、各グループに必要な支援をしていくのも市民協働の1つではないかと。高齢化等により活動人員が減ってきており、活動衰退の一途をたどるグループも少なくない。 元気なまちづくりのために、即情報収集し、即発信してほしい。	B	第1次推進計画においても、八街市社会福祉協議会等から提供いただいた情報をもとに地域の行事等を視察し、市民活動の把握に努めて参りましたが、各課等が把握する情報を市内で十分に共有できておらず、また、それらの情報を市外へ発信できていないことから、第2次推進計画においては、様々な活動取材し、掘り起こした情報を発信する手法について検討して参ります。
7	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進1】 情報共有の推進 【1-6】	出前講座は良い取り組みだと思う。ただ、「10人以上の集まり」という縛りが利用のハードルを高くしていると思う。コロナ禍でもあるので、人数制限を減らしたり、要相談とするのも一案。	A	ご指摘いただいたとおり、参加人数の要件が講座が利用されない一因となっている可能性があることから、事業内容の一部を次のとおり修正いたします。 周知方法やオンライン配信等の時代に即した実施方法、参加人数の要件等について検討する。
8	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進2】 地域資源の活用	推進計画の中の「地域資源の活用」に関して、少し申し述べたい。 近隣市町村の人々が八街市に抱いているイメージは、まずは落花生、そして砂ぼこりとゴミ捨て場である。このほか、大きな河川がない。このため水資源がない。荒れ放題の放置山林が多い。道路が未整備。耕作放棄の農地が増加傾	E	地域資源を活用するためには、地域資源を掘り起こし、掘り起こした情報を共有することが肝要であるため、まずは、まちづくりに関する取組をコーディネートする専門職（コーディネーター）を配置し、人、モノ、お金、情報といった地域資源を把握し、必要とする人につなげていき、地域資源を

		<p>向にある。などである。</p> <p>一方、誇れる資源はどうか。思いつくままに羅列すると次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①起伏の多い自然条件 ②北海道を思わせる広大な農地 ③自然災害が少ない ④高速道路へのアクセスがよい ⑤落花生、大根、里芋、サツマイモ、人参、ショウガなど、物価変動に大きく左右されない作物 ⑥歴史遺産である御成街道 ⑦多くの巨大倉庫 ⑧多くのスーパーマーケット ⑨温泉住宅地 ⑩市の指定木のキンモクセイ ⑪文違、用草、大谷流、小谷流などの難読、個性的地名 ⑫人的資源（定年退職者の有能人材、スポーツ、芸術、芸能、文化面などの有能・有名人の活用） ⑬舞踊、民謡、詩吟、カラオケ、ダンスなど芸事の好きな市民が多い ⑭プロの演劇集団 ⑮野生雉が住居の身近にいる <p>マイナスイメージの放置山林の材木は、公共施設、大型病院、ホテルなどの暖房用チップとしての利用やその他バイオマス資源として活用出来る可能性がある。また、誇れる資源の①は既にドッグラン、日帰り温泉施設として開業、②は観光農業、体験型農業に可能性。山間地を利用したキャンプ施設。⑤の落花生については、これを使った、ばかばかしいようなゲームイベントをつくる。また、落花生を使ったお菓子など市認定のブランド化、落花生と雉の肉を使った丼など。雉の養殖業に可能性はないものか。八街産ショウガによるジンジャエールのように、キンモクセイの花を使った商品の開発（中国には桂花陳酒というキンモクセイの花を使った果実酒があるという）。また、市営の巨大倉庫の建設など。⑪の難読地名は、こ</p>	<p>最大限に活かすための環境を整備して参ります。</p> <p>なお、地域資源の具体的な活用方法につきましては、本計画には記載しておりませんが、いただいたご意見は全庁で共有し、各分野の事業において地域資源の活用を図り、効果的に事業を実施して参ります。</p>
--	--	--	--

		れらを使った読み方クイズやゲームなどが考えられないか。これを落花生を柱とした大型イベントと結び付ける、などである。		
9	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進3】 地域自治の推進 【3-1】	自身が住む地域の町内会では、本来、神社の氏子会の規約において定めるべき項目が町内会規約の中で定められている。このため、日常の町内会の会合で神社訪問が話し合われている。 17年前、当方が町内会の会員になった際、規約の不備を指摘し規約の改正を提案したが全く相手にされなかった。彼等によると、規約は、町内会が発足した際に市役所の指導のもとにつくられたものである。なんら問題はないとのことであった。 については、八街市傘下の町内会・自治会の会則・規約がどうなっているか、区長会等で諮っていただき、問題のある規約については改正の指導をお願いしたい。	E	各区や町内会は、同じ地域に暮らす住民の皆さんが親睦を深め、支え合って暮らすために組織された任意の団体であり、市が、区や町内会の会則・規約、運営、活動等にまで立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになるため、そのような立場にないことをご理解いただければと存じます。 なお、加入促進策等の各区の取組を共有していただくため、区長会意見交換会や勉強会を実施しており、平成29年度の意見交換会において各区の規約をとりまとめて配布し、区運営の参考としていただいております。
10	第3部 計画の具体的施策 第2章 推進体系と施策の展開 4. 協働推進事業 【協働推進3】 地域自治の推進 【3-5】	「十分に成果が得られなかった事業」として「地域まちづくり組織の設立及び運営支援」が載っておりますが、これは他市等でも取り入れている組織面での取り組みで、例えば「学校区」のような複数の区が集まって、「東地区まちづくり協議会」といった型での組織としているものであり、ある程度、広い地域の叡智を基に決めるということで意義ある取り組みと思えますので、今後の検討の中で深掘りしてみてもいかがでしょうか。	B	近年、地域の課題は複雑多様化する一方で、高齢化や区・自治会加入率の減少に起因する地域の担い手不足が深刻な課題となっています。 本計画においては、活動単位の見直しを図ることで解決できる地域課題について調査・研究し、地域課題の解決を図る仕組みとして、地域まちづくり協議会の設立について引き続き検討を進めて参ります。
11	第4部 協働事例 第1章 行政参加の事例 4. 環境美化・保全	「ゴミの削減を目指す街やちまた」などとして、市全体でゴミ削減に取り組むことを提案します。	E	ご意見をいただきました項目は、第1次の計画において把握した市内の協働事例をまとめたものになりますので計画の修正は行いませんが、ごみの減量や再利用、再資源化等につきましては、市民、事業者、行政等が協働で推進していく必要があることから、協働推進事業【1-2】協働のまちづくりPRパンフレットの作成においてテーマの1つとして検討して参ります。

12	その他 (計画の周知)	計画の実施に向けて行政に取り組んでいただきたいことは、主体となる区長並びに市民に対して、「八街市協働のまちづくり推進計画の内容及び手法等を十分に周知、説明していただきたい」ということです。	E 本計画を周知する方法につきましては、計画に記載しておりませんが、計画策定後、以下の方法により周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・LINE公式アカウント ・ツイッター ・協働のまちづくりPRパンフレット なお、上記の方法と併せて、区・自治会への回覧など、広く周知する方法について検討して参ります。
----	----------------	--	---

※ご意見の要旨はとりまとめの都合上、適宜、集約または要約をして記載しています。